

## <概要>

原子力安全委員会は、原子力安全行政の「かなめ」として規制機関としての行政庁から独立した委員会で、委員会の所掌事務について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができるなど、極めて強い権限を持っている。ここでは、原子力安全委員会の主な任務、及び「原子力委員会の当面の施策の基本方針」の実施状況、原子力安全委員会本会議における決定報告等の状況、主な安全基準・指針類、規制調査、各審査会・専門部会等の活動、原子力安全委員会の政策評価等を内容とする原子力安全委員会の活動状況について、平成13年（2001年）を中心に述べる。

## <更新年月>

2003年09月 （本データは原則として更新対象外とします。）

## <本文>

### 1. 原子力安全委員会の主な任務等

原子力安全委員会の任務は、「原子力基本法」と「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」に基づき、次の事項に関し、企画、審議及び決定することである。

- 原子力利用に関する政策のうち、安全の確保のための規制に関する政策
- 核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち、安全の確保のための規制
- 原子力利用に伴う障害防止の基本
- 放射性降下物による障害の防止に関する対策の基本
- 原子力利用に関する重要事項のうち、安全の確保のための規制

原子力安全委員会では、上記の任務を遂行するため本会議を原則週2回開催しているほか、専門部会等を含めた会議開催回数は年間300回を超える活動を行っている。原子力の「推進機能」と「規制機能」の分離及び責任の明確化、原子力の安全性に係る規制の統一的評価、ダブルチェックなどは、このような原子力安全委員会の任務に基づくものである。

日本の原子力安全規制は、原子力施設の設置段階においては、規制当局である文部科学省、経済産業省などの行政庁が安全審査（1次審査）を行い、原子力安全委員会がその妥当性を審査（2次審査）するというダブルチェック体制になっている。原子力安全委員会は、原子力安全行政の「かなめ」として規制機関としての行政庁から独立した委員会である（5名の委員は国会の同意を得て内閣総理大臣が任命）。原子力安全委員会が所掌事務について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができるなど極めて強い権限を持っている。

原子力安全委員会の組織を図1に示す。

### 2. 「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針」の実施状況

ウラン加工工場臨界事故調査委員会報告（平成11年12月24日）において、多くの厳しい指摘と問題提起とともに、多くの提言がなされた。原子力安全委員会では、これら提言等に基づき平成12年（2000年）1月17日に、安全確保体制、安全目標、事故・緊急時対応や情報公開等を内容とする「原子力安全委員会の当面の施策の基本について」を決定し、これを踏まえた対応を実施してきた。この委員会決定に沿った平成13年の原子力安全委員会の活動項目等は次のとおりである。

- 安全確保体制について
  - ・ 安全審査指針類の整備：重要指針類の総合的見直し、安全審査のあり方、設置許可等

の後の安全規制に対する対応、安全研究の推進

○ 安全目標等について

・平成12年9月に安全目標専門部会を設置、平成13年度は約1年の審議結果を中間報告書にとりまとめ

・原子力に係る安全社会システムの構築

・安全文化の向上に向けた事業者自らの取組みへの支援、関係者への積極的な働きかけ・対話を通じて、我が国における安全文化の一層の醸成・定着

○ 事故・緊急時対応等について

平成11年9月に発生した茨城県東海村の(株)ジェー・シー・オーウラン加工工場臨界事故(JCO事故)を契機に、

・原子力災害対策特別措置法の制定

・「原子力発電所等周辺の防災対策について」(防災指針)を、「原子力施設等の防災対策について」に変更

・臨界事故における被ばく医療の経験を踏まえ、緊急被ばく医療体制の構築などを柱とするものに改訂、緊急事態応急対策調査委員39名を任命、緊急技術助言組織の体制を強化

・実効性ある原子力防災訓練の実施

○ 情報公開について

・原子力安全意見・質問箱を原子力安全委員会に設置

・地方原子力安全委員会を開催し、原子力安全に関する地域の声を把握

○ 専門部会の再編と事務局の移管について

・総合的・効果的な調査審議体制を構築し、あわせて新たな課題に適切に対応することを目的とした専門部会の再編と適宜見直し、

原子力安全委員会専門部会の再編の概要を図2に示す。

・総理府(現内閣府)原子力安全室へ移管し外部の幅広い専門家を技術参与として配置するなど独立性と機能を強化、平成13年1月の中央省庁再編成に伴う原子力安全委員会の内閣府への再編、独立の事務局設置、職員の増員、独立性と機能を強化

○ 自己点検と報告のフォローアップ等について

・国民へのアカウンタビリティ(説明責任)を徹底し、より良い政策を実現することを目指して「原子力安全委員会政策評価会議」を開催、評価結果を対外公表

・JCO事故調査委員会報告のフォローアップとして、「原子力安全委員会の当面の基本方針について」の安全委員会の進捗状況について取りまとめ、平成11年版原子力安全白書においてJCO事故を特集、地方原子力安全委員会を開催

### 3. 原子力安全委員会の活動状況について

(1) 原子力安全委員会本会議における決定報告等の状況

原子力安全委員会は、毎週月曜日に定例会、ほぼ毎週木曜日に臨時会を開催している。平成13年1月から12月末までの開催数は91回で、平成13年(1月～12月)の原子力安全委員会本会議における決定等を、表1-1、表1-2及び表1-3に示す。

(2) 主な安全基準、指針類について

日本では、原子力の安全を確保するため国による安全規制が厳しく行われているとともに、原子力の研究開発利用の状況を踏まえ、常に最新の科学技術的知見に基づいた適切な安全規制を行うべく、次の1)～14)に示す安全基準、指針類の整備等の様々な取組みが行われた。

原子力安全委員会による安全基準、指針類の整備の内容を、表2-1、表2-2、表2-3、表2-4、表2-5及び表2-6に示す。

1) 「原子力施設等の防災対策について」の改訂、2) 重水炉、高速炉等におけるクリアランスレベルについて、3) 原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について、4) 核燃料施設におけるクリアランスレベルについて、5) ITERの安全確保について、6) 原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方の改訂、7) 放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的な考え方について、8) 技術的能力の指針化について、9) MOX加工施設に係る安全審査指針、10) 中間貯蔵施設に係る安全審査指針、11) 耐震指針検討分科会について、12) 原子力安全研究の成果の評価及び計画取りまとめについて、13) 「指針類へのICRP勧告(Publication 60)の取入れ」について、14) 安全審査指針の体系化について

(3) 規制調査について

JCO事故を踏まえ、原子力安全委員会では、このダブルチェックに加え、設置許可等の後の建設段階及び運転段階の行政庁による安全規制を把握及び確認することを目的とした調査活動(規制調査)を行うこととした。

このため、平成11年度中に、規制調査に着手するに当たっての実施方針を検討していくために

必要な基本データの取得を目的として、現地調査を中心に試行的な調査を実施した。その結果を踏まえて、平成12年6月19日に「原子力安全委員会の当面の規制調査の実施方針について」を委員会決定とした。この方針に基づき、建設段階の規制調査においては、安全審査の際の基本設計ないし基本的設計方針に係る考え方が適確に実現されていることを確認することとしている。規制調査の実施方針の要旨を図3に示す。

規制調査は、行政庁から最初の定期的な報告を受けた平成12年9月から平成13年12月まで、建設・運転段階を合わせて計1177件の報告を受け、それぞれの段階の進捗状況、実施状況等の把握及び確認を行った。その結果、

- 事業者と規制行政庁、規制行政庁と原子力安全委員会の間で適切な緊張感と意思疎通を保つ
- 調査により把握・確認した事項を踏まえ、的確な安全確保施策を企画、決定するとともに、必要に応じ規制行政庁に対して意見を示すことにより、全体として日本独自の多重補完的な安全規制体制をより有効に機能させ、原子力の安全確保の向上を図るとの規制調査の趣旨に沿った調査ができた。

原子力安全委員会では、平成14年以降の調査の充実を図っていくため、

- 技術的能力の維持に関する体系的調査方法の取り入れの検討
- 品質保証に関する活動への規制についての留意
- 原子力施設の高経年化に着目した調査手法の検討
- 効果的かつ効率的に調査を行うための、原子力施設に係わる設置許可等の段階から建設及び運転段階までの安全規制の全体像の詳細な整理、分析
- 画一的な調査に陥らないための調査手法等の工夫を行っていくこととしている。

#### (4) 各審査会、専門部会等の活動

原子力安全委員会は、総合的かつ効果的な調査審議体制を構築し、あわせて新たな課題に適切に対応するため、平成12年9月28日付け原子力安全委員会決定（専門部会の再編成について）により、専門部会の再編成を行った。したがって、各審査会、専門部会等の活動については、再編成前及び再編成後に分けて示す。なお、平成13年1月から12月末までに開催された審査会と専門部会の回数は、小委員会、分科会等の開催を含め129回である。

原子力安全委員会の審査会・専門部会等の活動を、表3-1、表3-2及び表3-3に示す。

#### (5) 平成13年度原子力安全委員会の政策評価について

原子力安全委員会は、「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」（平成12年1月17日原子力安全委員会決定）に基づき、常に自己点検することはもとより、当委員会の安全確保活動に幅広い立場の有識者や国民の声を反映し、評価する機関（「原子力安全委員会活動評価委員会（仮称）」）を速やかに設置することを検討することとした。

これを踏まえ、原子力安全委員会では、国民へのアカウンタビリティ（説明責任）を徹底するとともに、より良い政策を実現することを目指して、平成13年度から自らの行う政策について自己評価を行うこととした。その際、政策評価の中立性・客観性を担保する観点から、学識経験者の出席を求めて、「原子力安全委員会政策評価会議」を開催し、政策評価について同会議の意見を聴くこととした（平成13年6月14日原子力安全委員会決定）。

平成13年7月10日、原子力安全委員会は、第1回原子力安全委員会政策評価会議を開催した。今後の政策評価については、平成14年度から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が施行され、政府全体として政策評価の本格的実施と自己評価の機運が高まっており、また、原子力安全に関しての国民に対する説明責任と国民の理解の促進の重要性が高まることを鑑み、ますます政策評価への重要性が高まるものと思われる。原子力安全委員会としても、政策評価を適切に行うよう、鋭意検討、努力する。

#### (6) その他

平成13年9月11日に米国で起きた同時多発テロ事件を踏まえ、日本でもテロに関しての対策を講じた。政府は、平成13年9月12日に安全保障会議を開催し、今後、邦人の安否確認等情勢的確な把握に全力を挙げることに、国内の米国施設等の警戒警備を強化すること等6項目からなる「政府対処方針」を決定した。また、米国等のアフガニスタンにおける攻撃を受けて、緊急に対策を強力に推進することを目的として、米軍等が行うテロリズムとの戦いに対する日本としての協力、邦人の安全の確保、国内重要施設の警備強化、入国管理の強化等、国の安全を守るための諸施策について議論を行い、対応するために内閣に総理大臣を本部長とする緊急テロ対策本部を設置した。

さらに、国内の原子力発電所をはじめとする原子力施設においても、経済産業省及び文部科学省が原子力事業者に対して警備強化を指示するほか、既に公安当局と連携し警備強化が行われている。

また、原子力安全委員会においても、平成13年10月8日、臨時の原子力安全委員会を開催し、原子力発電所等に関し関係省庁における取組み状況を聴取し、今後の対応について調査審議を実施するなどの措置をした。

---

#### <関連タイトル>

原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について（2000年1月）(10-03-02-09)  
原子力安全委員会の当面の規制調査の実施方針について（2000年6月）(10-03-02-10)  
原子力安全委員会 (10-04-03-01)  
原子力災害対策特別措置法（原災法：2012年改定以前）(10-07-01-09)  
原子力施設に対する国の安全規制の枠組 (11-01-01-01)  
安全審査指針体系図 (11-03-01-01)  
指針の整備 (11-03-01-02)

---

#### <参考文献>

- (1) 原子力安全委員会（編集）：原子力安全白書（平成13年版）、財務省印刷局（2002年5月13日）p.60-84, p.182, p.184-189, p.194-197
  - (2) 原子力安全委員会：平成13年版原子力安全白書
  - (3) 経済産業省原子力安全・保安院原子力保安管理課:平成14年版（平成13年度実績）原子力施設運転管理年報、（社）火力原子力発電技術協会（平成14年9月）775-783
-

表1-1 原子力安全委員会本会議における決定等(平成13年)(1/3)

安全規制に関する政策、安全基準の充実強化等	3/29	「国際放射線防護委員会1990年勧告の取り入れに伴う原子力安全委員会安全審査指針類の改訂について」を決定
	6/7	「原子力施設等防災専門部会の設置について」を決定
	6/11	「緊急被ばく医療のあり方について」を了承 「原子力施設等の防災対策について」の改訂を決定
	7/16	「重水炉、高速炉等におけるクリアランスレベルについて」を決定 「原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について」を決定
	8/6	「核燃料サイクル開発機構再処理施設周辺の環境放射線モニタリング結果について(平成12年度)」を了承 「六ヶ所再処理施設周辺の環境放射線モニタリング結果について(平成12年度)」を了承 「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」の改訂を決定。 「ITERの安全確保について」を決定
	9/3	「原子力安全研究年次計画(平成8年度～平成12年度)研究成果の総合評価について」を了承 「原子力安全研究年次計画(平成13年度～平成17年度)研究計画の総合評価について」を了承
	9/20	「平成13年度 原子力安全委員会の政策評価について」を決定
行政庁の安全審査の厳格なダブルチェック	3/22	日本原子力研究所大洗研究所の原子炉の設置変更(JMTR原子炉施設の変更)について文部科学大臣に答申
	7/16	日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について経済産業大臣に答申 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更(5号原子炉施設の変更)について経済産業大臣に答申
	7/30	東北電力株式会社東通原子力発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更及び使用済燃料の処分の変更)について経済産業大臣に答申
	12/6	関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について経済産業大臣に答申
	12/20	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号、4号、5号及び6号の原子炉施設の変更)について経済産業大臣に答申
行政庁が行う定期安全レビュー等の報告聴取	3/26	輸入スクラップからの放射性物質の発見及び回収について
	3/29	平成11年度放射性同位元素使用事業所等における放射線業務従事者の被ばく管理状況について
	4/5	平成12年度の原子力施設におけるトラブルについて(経済産業省所管分) 平成12年度の原子力発電所の設備利用率について
	4/12	平成12年度の試験研究用原子炉施設及び研究開発段階にある原子炉施設(発電の用に供するものを除く。)並びに核燃料物質の使用施設における事故・故障について
	6/13	原子力発電所の定期安全レビューの評価について
	7/16	平成12年度の原子力施設における放射性廃棄物の管理状況及び放射線業務従事者の線量管理状況について
	8/2	アクシデントマネジメントに係る最近の検討について
	9/10	沸騰水型原子炉炉心シュラウドの応力腐食割れに関する対応について
	9/27	JCO事故後2年への対応について 加工施設及び再処理施設の定期安全レビューの実施について
	10/1	JCO事故後2年への対応について(委員長発言)
	10/8	緊急テロ対策について
	10/22	沸騰水型原子炉炉心シュラウドの応力腐食割れに関する原子炉設置者による自主点検計画について
	10/25	爆弾テロ防止条約に係る原子力関係法整備について

表1-2 原子力安全委員会本会議における決定等(平成13年)(2/3)

規制調査に係る行政庁からの報告聴取	1/5	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項に基づく保安規定の認可について
	1/5	平成12年度第3四半期保安検査の結果について
	1/25	実用発電用原子炉の工事計画及び燃料体設計の認可について(平成12年10、11、12月分)(概要)
	1/25	実用発電用原子炉の使用前検査及び燃料体検査の合格について(平成12年10、11、12月分)(概要)
	1/25	試験研究炉の設計及び工事の方法の認可、保安規定の認可、使用の許可等の状況について(平成12年10~12月分)
	1/29	研究開発段階炉に係る設計及び工事の方法の認可等の状況の報告について(平成12年度第3四半期分)
	1/29	廃棄物埋設に関する確認及び廃棄事業に関わる保安規定の変更認可の状況の報告について(平成12年度第3四半期分)
	2/1	加工及び再処理施設における保安規定の認可等について(平成12年度第3四半期分)
	3/8	平成12年度第2回原子力発電所の保安検査結果について
	4/16	加工及び再処理施設における使用前検査合格証の交付等について(平成12年度第4四半期分)
	4/16	原子力発電所の定期検査結果について(概要)
	4/16	加工及び再処理施設における施設定期検査の結果について(平成12年度第3四半期分)
	4/19	試験研究炉の設計及び工事の方法の認可、保安規定の認可、使用の許可等の状況について(平成13年1~3月分)
	4/19	実用発電用原子炉の工事計画及び燃料体設計の認可について(平成13年1、2、3月分)(概要)
	4/23	試験研究用原子炉施設等に関する施設定期検査の結果について
	4/23	(平成12年度第3四半期)平成12年度第4四半期保安検査の結果について
	5/7	研究開発段階炉に係る使用前検査合格証の交付等について(平成12年度第4四半期分)
	5/7	廃棄事業に係る保安規定の変更認可について(平成12年度第4四半期)
	5/7	実用発電用原子炉の使用前検査及び燃料体検査の合格について(平成13年1月~3月分)(概要)
	5/7	原子力発電所の原子炉施設保安規定の認可について(平成13年1月~3月分)(概要)
	5/7	特定廃棄物管理施設における施設定期検査の結果について(平成12年度第3四半期分)
	5/31	廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設に係る保安検査結果について(平成12年度第3回分)
	5/31	研究開発段階炉に係る保安検査結果について(平成12年度第3回分)
	6/7	原子力発電所に対する平成12年度第3回保安検査結果について(概要)
	6/7	加工施設及び再処理施設に係る保安検査結果について(平成12年度第3回分)
	6/25	原子力発電所の定期検査結果について
	7/19	加工及び再処理施設における設計及び工事の方法の認可等の状況の報告について(平成13年度第1四半期分)
	7/19	原子力発電所の原子炉施設保安規定の認可について(平成13年度第1四半期分)
	7/19	実用発電用原子炉の使用前検査及び燃料体検査の合格について(平成13年度第1四半期分)(概要)
	7/19	実用発電用原子炉の工事計画及び燃料体設計の認可について(平成13年4、5、6月分)(概要)
7/19	試験研究炉の設計及び工事の方法の認可、保安規定の認可、使用の許可等の条件について(平成13年4~6月分)	

表1-3 原子力安全委員会本会議における決定等(平成13年)(3/3)

8/6	試験研究用原子炉施設等に関する施設定期検査の結果について(平成12年度第3四半期)	
8/6	平成13年度第1四半期保安検査の結果について	
8/6	試験研究用原子炉施設及び研究開発段階にある原子炉施設(発電の用に供するものを除く)、核燃料使用施設における放射線業務従事者の被ばく管理状況及び放射性廃棄物管理状況について(平成12年度)	
8/9	研究開発段階炉に係る設計及び工事の方法の認可の状況の報告について(平成13年度第1四半期分)	
8/9	加工施設及び再処理施設に係る保安検査結果について(平成13年度第1回分)	
8/30	研究開発段階炉に対する平成13年度第1回保安検査結果について(概要)	
8/30	廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設に係る平成13年度第1回保安検査結果について(概要)	
9/3	原子力発電所に対する平成13年度第1回保安検査結果について(概要)	
9/10	核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センターに係る保安検査結果について(平成13年度第2回分)	
10/11	原子力発電所の定期検査結果について	
10/18	試験研究炉の設計及び工事の方法の認可、保安規定の認可、使用の許可等の状況について(平成13年7~9月分)	
10/18	実用発電用原子炉の工事計画及び燃料体設計の認可について(平成13年7, 8, 9月分)(概要)	
10/22	加工及び再処理施設の設計及び工事の方法の認可(変更認可)、使用前検査合格証の交付、保安規定の変更認可の状況について(平成13年度第2四半期)	
10/29	原子力発電所の原子炉施設保安規定の認可について(平成13年度第2四半期分)(概要)	
10/29	実用発電用原子炉の使用前検査及び燃料体検査の合格について(平成13年度第2四半期分)(概要)	
11/5	加工事業及び再処理事業に係る保安検査結果について(平成13年度第2回分)	
11/15	平成13年度第2四半期保安検査の結果について	
11/15	試験研究用原子炉施設等に関する施設定期検査の結果について(平成13年度第1四半期)	
11/22	廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設に係る平成13年度第2回保安検査結果について(概要)	
11/22	研究開発段階炉に対する平成13年度第2回保安検査結果について(概要)	
12/13	廃棄物に係る保安規定の変更認可について(平成13年度第2四半期分)	
12/13	廃棄物に係る使用前検査の結果について(平成13年度第2四半期分)	
12/13	原子力発電所に対する平成13年第2回保安検査結果について	
詳細な規制調査の結果	3/29	三菱原子燃料株式会社の保安検査の結果(平成12年度第3四半期)
	4/12	中部電力㈱浜岡原子力発電所の保安検査の結果(平成12年度第2四半期)
	4/19	核燃料サイクル開発機構大洗工学センターの核燃料物質の使用の変更許可(照射装置組立検査施設)
	4/19	東北電力㈱東通原子力発電所の第4回工事計画の認可
	8/6	原子燃料工業㈱東海事業所の核燃料物質の使用の変更許可
	9/27	日本ニュークリア・フュエル㈱(現㈱GNF-J)の保安規定の変更認可
	11/19	関西電力㈱高浜発電所の保安規定の変更認可
	12/27	日本原子力研究所東海研究所の保安規定の変更認可

注)事故・トラブルに関する報告は、「図2-2-2平成13年 原子力施設の事故・故障等一覧」参照

## 表2-1 原子力安全委員会による安全基準、指針類の整備(1/6)

### 1. 原子力施設等の防災対策について」の改訂

平成11年9月30日のJCO事故は、安全確保を大前提に原子力の研究開発利用を進めてきた我が国にとって、3名の作業員が重篤な放射線被ばくを受け、うち2名が亡くなられ、また、周辺住民の避難が実施される等、前例のない大事故となった。この事故対応の反省を踏まえて、初期対応の迅速化、国及び地方公共団体の連携強化、国の対応機能の強化や原子力事業者の責務の明確化等を柱とする原子力災害対策特別措置法が平成11年12月に制定され、関係機関において、新しい仕組みによる原子力防災対策の充実強化に向け、各種計画等の策定及び改訂作業が進められることとなった。このため、原子力発電所等周辺防災対策専門部会(以下「防災専門部会」という。)では、原子力防災対策の技術的、専門的事項を扱う「原子力発電所等周辺の防災対策について」(以下「防災指針」という。)について、JCO事故対応での教訓や原子力災害対策特別措置法との整合性等を踏まえ、改訂した。

改訂に当たっては、以下の点を特に留意した。

- (1)新しい原子力災害対策特別措置法の仕組みに対応できること
  - (2)従来の原子力発電所、再処理施設等に加え、対象施設として研究炉、核燃料関連施設にも対応できること
  - (3)従来の希ガス及びヨウ素対策に加え、核燃料物質の放出や臨界事故にも対応できること
- また、原子力災害対策特別措置法の制定により、防災の対象施設が原子力施設一般に広がり、原子力事業者の責務が明確化されたことから、防災指針の表題を「原子力施設等の防災対策について」に変更した。

さらに、原子力災害対策特別措置法の制定及び防災指針の改訂に伴い、環境放射線モニタリング中央評価専門部会は、緊急時及び平常時における環境放射線モニタリングの具体的な事項に関する「緊急時環境放射線モニタリング指針」及び「環境放射線モニタリングに関する指針」の一部改訂について審議を行い、平成12年6月に原子力安全委員会に報告した。これを受け、原子力安全委員会は、一般からの意見募集を行い平成12年8月に両指針の一部を改訂した。

平成13年6月には、JCO事故による被ばく患者に対する緊急被ばく医療の経験を踏まえ、緊急被ばく医療をより実効性のあるものとし、国、地方公共団体、原子力事業者等の医療に携わる者の責務等を明確化するために防災指針の改訂を行った。

### 2. 重水炉、高速炉等におけるクリアランスレベルについて

クリアランスレベル(「放射性物質として取扱う必要がないもの」を区分するレベル)については、平成9年5月、原子力安全委員会が原子力利用に伴い発生する廃棄物等の安全かつ合理的な処理、処分及び再利用に資するとの観点からクリアランスレベル設定の必要性を認識し、旧放射性廃棄物安全基準専門部会に対し、国際的動向を踏まえて具体的な基準値を導出するよう指示した。

これを受け、旧放射性廃棄物安全基準専門部会では、主な原子炉施設(軽水炉及びガス炉)の廃止措置等に伴い発生する廃棄物等のうち固体状物質(焼却等の処理を伴う可燃物を除き、金属、コンクリート等)を対象に調査審議を進め、平成11年3月に「主な原子炉施設におけるクリアランスレベルについて」(クリアランスレベル報告書)を取りまとめた。「クリアランスレベル報告書」は国際原子力機関(IAEA)技術文書「Clearance levels for radionuclides in solid materials (TECDOC-855,1996年1月)」の考え方を基に、科学的観点から、我が国としてクリアランスレベルの具体的な数値を初めて算出したものである。

その後、旧放射性廃棄物安全基準専門部会では「クリアランスレベル報告書」の内容を踏まえつつ、軽水炉及びガス炉以外の原子炉施設(以下、「重水炉、高速炉等」とします。)を対象としたクリアランスレベルに関する調査審議を進めた。平成12年9月の専門部会再編に伴い、これらの検討は原子力安全基準専門部会へ引き継がれ、同専門部会は平成13年3月に「重水炉、高速炉等におけるクリアランスレベルについて」をとりまとめ、原子力安全委員会に報告した。原子力安全委員会では一般からの意見公募の結果を踏まえ、平成13年7月に報告を了承した。

## 表2-2 原子力安全委員会による安全基準、指針類の整備(2/6)

### 3. 原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について

クリアランスレベル検認とは、ここではクリアランスレベルを用いて、放射性物質として扱う必要がない物を原子炉設置者等の原子力事業者が判断し、その判断に加えて規制当局が適切な関与を行うことをいう。

平成12年6月、原子力安全委員会は旧放射性廃棄物安全基準専門部会に対し、クリアランスレベルの制度化に資するため、原子力施設から発生する固体状物質についてのクリアランスレベル検認のあり方について調査審議し、その結果を報告するよう指示した。同専門部会では、クリアランスレベル検認ワーキンググループを平成12年6月に設置し、原子炉施設の解体等に伴って発生する固体状物質(金属、コンクリート等)についてのクリアランスレベル検認の検討を進めた。

その後、平成12年9月に、原子力安全委員会における専門部会の再編成を受けて、クリアランスレベル検認についての調査審議は、原子力安全基準専門部会に引継がれた。同専門部会は、平成12年12月にクリアランス分科会を設置し、クリアランスレベルの運用にあたり、国や原子炉設置者の役割、また具体的なクリアランスレベル検認の方法を現場において適切かつ簡便に運用できるマニュアルを整備するときの基本的な考え方について調査審議を行い、平成13年3月に報告書「原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について」を取りまとめ、原子力安全委員会に報告した。原子力安全委員会では一般からの意見公募の結果を踏まえ、平成13年7月に同報告を了承した。

### 4. 核燃料施設におけるクリアランスレベルについて

平成11年6月より旧放射性廃棄物安全基準専門部会において、重水炉・高速炉等におけるクリアランスレベルの調査審議と並行して、核燃料使用施設(原子炉で照射された燃料及び材料を専ら取扱う施設に限る。)から発生する固体状物質等のクリアランスレベルの導出に係る調査審議を進めている。

核燃料使用施設におけるクリアランスレベルは、「クリアランスレベル報告書」を踏まえて調査審議を進めており、平成12年6月の旧放射性廃棄物安全基準専門部会において検討状況の報告を行った。

平成13年は原子力安全基準専門部会クリアランス分科会において、この検討を引き継ぎ、重要放射性核種の抽出、シナリオの妥当性の検討等についての調査審議を行っている。

### 5. ITERの安全確保について

原子力安全委員会においては、これまでも国際熱核融合実験炉(ITER)の安全性に係る検討を行ってきた。また、平成12年10月には、旧科学技術庁原子力安全局から「ITER施設の安全確保の基本的考え方について」の報告を受け、平成13年6月には、原子力委員会の「ITER計画懇談会報告書」についての報告を受けた。これらを踏まえ、ITERの安全性に関する原子力安全委員会の考え方を早急にとりまとめるとともに、今後より詳細な検討を要する課題等について提言するために、原子力安全委員会委員及び技術参与を中心としたタスクフォースを設置した。同タスクフォースは平成13年6月に第1回会合を開催し、平成13年7月に検討結果をITERタスクフォース報告としてとりまとめ、平成13年8月の原子力安全委員会において報告した。これを受け、原子力安全委員会はITERの安全確保についての考え方を「ITERの安全確保について」として公表した。

原子力安全委員会では、引き続き、ITERが我が国に設置されることを想定した場合の安全規制のあり方に関する検討を行っている。

## 表2-3 原子力安全委員会による安全基準、指針類の整備(3/6)

### 6. 原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方の改訂

原子力安全委員会では、昭和60年12月に、将来の商業用発電用原子炉施設等の解体に備えて、動力試験炉(JPDR)の解体に際し、その安全性に関する基本的考え方を示すため昭和60年12月に「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方—JPDRの解体に当たって—」(基本的考え方)が取りまとめられた。

この基本的考え方は、JPDRの解体の経験、解体技術の進展、国際的動向等を踏まえ、今後、必要に応じ整備されていくこととされてる。

その後の状況を踏まえても、基本的考え方は今後とも有効であると考えられていたが、商業用の発電用原子炉施設等の解体計画の具体化に伴い、改訂作業を行った。

平成13年7月、原子力安全委員会においては、JPDRに限定した記載の一般化、JPDRの解体の経験の反映、廃棄物の検討状況の反映、炉型の特質の考慮等の事項について改訂が必要と考え、この点を中心に妥当性について検証を行うよう原子力安全総合専門部会へ調査審議を指示した。

原子力安全総合専門部会では、指示内容について調査審議を行い、平成13年8月に原子力安全委員会に結果を報告した。

原子力安全委員会では、その結果を踏まえて、平成13年8月に名称を「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」に改めるとともに、内容についても一部改訂をした。

### 7. 放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的な考え方について

平成13年2月、原子力安全委員会は原子力安全総合専門部会に対し、放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的な考え方について調査審議を行い、その結果について報告を行うよう指示をした。同専門部会では、平成13年2月に放射性廃棄物分科会を設置し、調査審議を開始した。

原子力安全委員会は、これまで原子炉施設から発生する放射性固体廃棄物などの放射性固体廃棄物の種類ごとに、処分の必要性に応じて、処分に係る安全規制の基本的考え方の検討を行ってきた。一方、平成12年末には原子力委員会からすべての種類の放射性固体廃棄物の処分方策が示され、また国際放射線防護委員会(ICRP)でもすべての種類の放射性固体廃棄物の処分に係る放射線防護の考え方が勧告された。

同分科会においては、RI・研究所等廃棄物や超ウラン核種を含む放射性廃棄物などの放射性固体廃棄物を含めてすべての種類の放射性固体廃棄物処分に共通する統一的な安全規制の基本的な考え方を現時点において整理するための調査審議を行っている。

### 8. 技術的能力の指針化について

技術的能力については、JCO事故調査委員会がまとめた緊急提言・中間報告及び最終報告で、事業者の安全管理のあり方や国による検査機能の強化等、事業者の技術的能力の確保及び維持・向上に係る様々な問題提起があった。原子力安全委員会は、これらの報告を踏まえて、「原子力の安全確保に関する当面の施策について」(平成11年11月)及び「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」(平成12年1月)において、技術的能力の審査に関する指針を策定すること、及びこのための適切な調査審議体制を速やかに決定する旨の決定をした。さらに、「専門部会の再編成について」(平成12年9月)において、「原子力安全総合専門部会の調査審議事項として「原子力事業者の技術的能力に係る規制に関すること」を掲げ、平成13年2月に、技術的能力の指針化について指示を出した。これを受けて、同月、同専門部会に技術的能力検討分科会が設置された。

技術的能力検討分科会では、以下の目的により、広範の分野から技術的能力に係る知見や情報の紹介の開陳を受けて、調査審議を進めている。

(1) 技術的能力の安全審査に関して、次の2つの観点から指針化を図る。

- ・施設を設置するために必要な技術的能力
- ・施設の運転を適確に遂行するに足る技術的能力

(2) 運転に関する技術的能力の維持あるいは向上のあり方についてもまとめる予定である。

## 表2-4 原子力安全委員会による安全基準、指針類の整備(4/6)

### 9. MOX加工施設に係る安全審査指針

平成12年11月、原子力安全委員会は、原子力安全基準専門部会に対し、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料(MOX燃料)加工施設の安全審査指針類の検討を行い、その結果を報告するよう指示した。同部会では、平成12年12月にMOX加工施設指針検討分科会を設置し、これについての調査審議を開始した。

MOX加工施設指針検討分科会は、平成13年1月23日に第1回会合を行い、これまでに16回の会合を重ねてきた。指針策定の基本方針としては、核燃料施設安全審査基本指針に基づき、特定のウラン加工施設のための安全審査指針及び再処理施設安全審査指針を参考に策定するものとした。適用対象としては、現在計画中の民間加工工場を念頭に、主な工程が乾式の軽水炉用MOX燃料を加工する施設とした。

MOX燃料加工施設では、設備・機器はウラン燃料加工施設で用いられるものと同様のものが多いものの、プルトニウムを取り扱うことを考慮し、臨界管理、放射線管理、閉じ込めに対する要求などについて慎重に検討した。

平成14年2月に、指針の案を取りまとめ、原子力安全委員会に報告した。原子力安全委員会では指針案について一般からの意見を募集しており、今後、寄せられた意見の指針への反映について審議することとしている。

### 10. 中間貯蔵施設に係る安全審査指針

原子力安全委員会は、使用済燃料の中間貯蔵施設に係る安全審査指針について、原子力安全基準専門部会に対して平成12年11月に安全審査指針類の検討を指示した。これを受け、同専門部会は平成12年12月に中間貯蔵施設指針検討分科会を設置した。同分科会は第1回会合を平成13年1月に開催し、使用済燃料中間貯蔵施設の安全審査指針に関する調査審議を開始した。現在までに計7回の会合を開催し、関係者から使用済燃料の貯蔵及び輸送等に関する法令の整備状況等についての説明聴取を行うとともに、使用済燃料中間貯蔵施設の安全審査指針として必要な項目の整理等を行っている。

### 11. 耐震指針検討分科会について

原子力安全委員会では、「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会」(平成7年9月)における提言を踏まえて、平成8年度から5年間にわたり、国内外における耐震設計基準類の動向や耐震安全性に関する最新知見等に係る情報の収集、整理に努めてきた。

これらを参考として、安全審査に用いられる耐震関連指針類に最新知見等を反映し、より適切な指針類とするために必要な調査審議を行なうべく、平成13年6月、原子力安全基準専門部会に対して指示した。

原子力安全基準専門部会では、上記指示に対する検討方針として、1)現在までに実施された委託調査によって特に発電用原子炉施設に関連する知見の整備が進んでいること、2)核燃料施設、試験研究用原子炉施設等の耐震安全性に関する考え方は発電用原子炉施設における考え方を参考又は準用する部分が多いこと、理由から、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」及び「原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引き」についての検討を優先して行なうこととし、核燃料施設等の耐震安全性については発電用原子炉施設における検討結果を踏まえて検討を行なうこととした。また、具体的な検討を行なう場として、耐震指針検討分科会を設置した。

耐震指針検討分科会では、まず、耐震設計に係る新知見・新技術が各分野の専門委員から指摘され、それらをもとに具体的に検討していくべき項目の整理・分類が行なわれてきた。今後は各分野の専門委員で構成されるワーキンググループの作業を通して、分科会での調査審議を効率的に行っている。

## 表2-5 原子力安全委員会による安全基準、指針類の整備(5/6)

### 12. 原子力安全研究の成果の評価及び計画取りまとめについて

原子力安全研究の推進を図るため、主に研究成果の活用の観点から、旧原子力安全研究年次計画(平成8年度～平成12年度)の研究成果の評価を実施するとともに、関係機関と協力しつつ安全研究成果報告会を開催した。また、現行原子力安全研究年次計画(平成13年度～17年度)において、各研究機関で実施される研究計画を取りまとめ必要な助言を実施した。研究成果の評価及び計画取りまとめにあたっては原子力安全研究専門部会に設置された原子力施設等安全研究分科会、環境放射能安全研究分科会及び放射性廃棄物安全研究分科会において各分野ごとにそれぞれの研究課題ごとの評価が実施され、さらにそれを踏まえ本専門部会において横断的かつ総合的視野から評価が実施された。

なお、上記評価結果等は、CD-ROMとして各研究機関及び関係機関等に送付され、研究成果の積極的な普及及び活用の推進が図られている。

### 13. 「指針類へのICRP勧告(Publication 60)の取入れ」について

我が国では、原子力施設及び放射性同位元素等の取扱いにおける線量限度等の放射線防護基準を策定する際には、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告を尊重することとしている。平成2年の勧告(Publication 60)を踏まえ、放射線審議会では、国内制度への取入れについて、基本部会等において審議を行い、平成10年6月に関係行政機関に意見具申を行った。平成11年4月には被ばく評価の技術的指針を取りまとめた。

放射線審議会の意見具申を受け、関係行政機関では、平成13年4月に関係法令の改正を行った。原子力安全委員会では、平成13年3月に安全審査に用いる安全審査指針及び各種部会報告書等のPublication 60の取入れに係る改訂を行った。

指針類への取入れにあたっては、指針類のもつ基本的な考え方の変更は行わず、従来の枠組みの範囲内で行うこととした。

主な変更点は以下のとおりである。

#### (1)用語の変更について

安全審査指針類で用いられている用語の変更については、関係法令の改正と整合を計るように変更をした。

具体的には以下のとおりである。

- ・「実効線量当量」→「実効線量」
- ・「組織(皮膚、甲状腺、等)線量当量」→「組織(皮膚、甲状腺等)の等価線量」
- ・「線量当量」→「線量」
- ・「空気吸収線量」→「空気カーマ」(ただし、ガンマ線のみ)
- ・「非確率的影響」→「確定的影響」、
- ・「線質係数」→「放射線荷重係数」

#### (2)線量限度の変更について

ICRP Publication 60では、職業被ばくの線量限度、公衆被ばくの線量限度等について勧告している。安全審査指針類への取入れにあたって、検討が必要となるのは、公衆被ばくの線量限度のうち、水晶体線量が「年当たり50mSv」から「年当たり15 mSv」に変更されたことである。

従来は、皮ふ線量と水晶体線量がともに年当たり50mSvであり、皮ふ線量で基準を満足できれば、水晶体線量を評価する必要がなかったが、今回の変更で水晶体にはより厳しい限度が適用されることとなったため、水晶体線量についても別途評価することが必要となった。

[→表2-6の13.(3)へ続く]

## 表2-6 原子力安全委員会による安全基準、指針類の整備(6/6)

[表2-5の13.(2)から] ↓

(3)被ばく線量評価について

・外部被ばく

ICRPは、外部被ばくについて評価の基本となる勧告を、従来のPublication 51からPublication 74に改訂しており、外部被ばく線量評価に関する記載内容を、基本的にはPublication 74に従って見直すこととした。ただし、Publication 74には、電子線の防護量－実用量の関係は示されているものの、核種ごとのベータ線に対する防護量－実用量の関係は示されていないため、必要に応じて(国際放射線単位・測定委員会)報告書等の文献値を参考とした。

・内部被ばく

ICRPは、内部被ばくについて評価の基本となる勧告を、従来のPublication 30から、作業員についてはPublication 68、公衆についてはPublication 56, 67, 69, 71, 72(以下、Publication 72等)に改訂した。

安全審査指針類に関連するのは、公衆の被ばく評価であり、Publication 72等に従って、線量係数等を見直すこととした。ただし、ヨウ素による甲状腺線量の評価については、日本人が欧米人と比較して海藻類の摂取量が多く、ヨウ素の摂取量が多くなるために、従来からヨウ素の代謝パラメータとしてICRPが示した値とは異なる値を用いて線量評価を行ってきたが、今回の改訂に当たっても同様の考え方を踏襲することとした。

### 14. 安全審査指針の体系化について

原子力安全委員会は、「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」(平成12年1月17日原子力安全委員会決定)において、重要指針類の総合的見直しについては、安全審査指針類の総合的・斉一的な整備のため、適切な体制を整備して、一層強力に取り組むこととしている。この決定を踏まえて、平成13年3月12日、原子力安全基準専門部会に安全審査指針の体系化について検討を行うよう指示が出された。これを受けて、平成13年3月14日、同専門部会に指針体系化分科会が設置された。指針体系化分科会では、これまで、安全審査指針類の現状の把握及び体系化上の課題の抽出を目的として、調査審議を行った。現在、安全審査指針類の分類、階層化の方針について調査審議を行っている。

**[出典] 原子力安全委員会(編集): 原子力安全白書(平成13年版)、財務省印刷局  
(2002年5月13日) p.68-75**

## 表3-1 原子力安全委員会の審査会・専門部会等の活動（1/3）

### 1. 原子炉安全専門審査会

原子炉安全専門審査会は、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法に基づき設置された審査会である。安全委員長の指示により、行政庁の行う安全規制について、関係法令に基づき、審議を行うこととしている。

平成13年度の審査案件として、中部電力株式会社浜岡原子力発電所5号原子炉施設の制御棒駆動機構の変更等の安全性について審査した。調査審議は、「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子炉の設置変更(5号原子炉施設の変更)に係る安全性について(平成13年3月経済産業省)」を、中部電力株式会社の「浜岡原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(5号原子炉施設の変更)」(平成12年12月8日付け申請)等と併せて検討することにより行った。

### 2. 核燃料安全専門審査会

核燃料安全専門審査会は、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法に基づき設置された審査会である。安全委員長の指示により、行政庁の行う安全規制について、関係法令に基づき、審議を行うこととしている。

平成13年度の審査案件として、核燃料サイクル開発機構東海事業所の再処理施設への低放射性廃棄物処理技術開発施設の新設等の安全性について審査した。調査審議は、「核燃料サイクル開発機構再処理施設設置変更承認申請に係る安全性について(平成13年11月経済産業省)」を、核燃料サイクル開発機構の「再処理施設設置変更承認申請書」(平成12年12月26日付け申請、平成13年9月20日及び平成14年1月22日付け一部補正)等と併せて検討することにより行った。

### 3. 緊急技術助言組織

原子力安全委員会は、専門家との予備的検討を重ねた結果、昭和54年6月28日、原子力発電所等に係る災害応急対策を実施する地方公共団体等に対し、国が直ちに的確な助言、協力を行うよう、内閣総理大臣に対し必要な技術的助言を行うことを目的として、緊急技術助言組織(助言組織)の設置を決定した。

平成11年9月30日に発生したJCO事故の際に、発生後直ちに招集され、災害対策基本法に定める行政機関の長及び必要な応急対策の実施について、必要な助言を行った。

また、同事故を踏まえ平成12年6月16日に施行された原子力災害対策特別措置法では、原子力安全委員会の役割とともに、助言組織を構成する緊急事態応急対策調査委員(調査委員)が法定化され、同日付けで調査委員39名が任命され、同法施行後、初の会合を同年6月23日に開催し、助言組織の運用等の変更について審議を行った。

さらに、緊急時対応能力の向上のため、同法に規定された国を含めた総合的な原子力総合防災訓練及び各県の原子力防災訓練に積極的に参加するとともに、原子力安全委員会委員、調査委員等を現地オフサイトセンターに派遣した。また、その防災訓練の実施結果を踏まえ、検討課題等を抽出するなど実効性の向上を図っている。また、自動一斉連絡装置、テレビ会議システム等を導入するなど資機材の整備を図っている。なお、本組織の原子力災害時の実効性向上のため、引き続き、関係機関との円滑な協力の下、体制の整備、訓練、資機材の整備等を着実に進めることとしている。

### 4. 原子力安全総合専門部会

本専門部会は、原子力安全の確保に関する政策事項について総合的な調査審議を行うことを目的として、平成12年9月28日に設置された。

第1回の会合を平成13年2月22日に開催し、部会の進め方等について調査審議するとともに、放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について及び技術的能力の指針化について検討するため、それぞれ分科会の設置を決定した。

平成13年7月27日に開催した第3回の会合においては、原子力安全委員会から指示のあった「原子炉施設の解体に係る基本的考え方」についての検討結果がとりまとめられた。

## 表3-2 原子力安全委員会の審査会・専門部会等の活動(2/3)

### 5. 原子力安全基準専門部会

原子力安全基準専門部会は、原子力安全に係る基準に関する調査審議を行い、審査指針を策定するために、平成12年9月28日に設置された。

平成13年3月に第2回会合を開催し、重水炉、高速炉等におけるクリアランスレベルについて及び原子炉施設におけるクリアランスレベルの検認のあり方について調査審議を行い、専門部会報告書として取りまとめた。また、原子力安全委員会の審査を行う際に用いる安全審査指針類の体系化について検討を行うため、指針体系化分科会を設置し、調査審議を開始した。

平成13年7月には第3回会合を開催し、これまで原子力安全委員会にて収集、整理してきた国内外における耐震設計基準の動向や原子力施設の耐震安全性に関する最新知見等に係る情報を参考に、安全審査に用いる「発電用の原子炉施設の耐震設計審査指針」(昭和56年7月20日決定)及び「原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引き」(昭和53年8月23日決定)について、最新知見等を反映し、より適切な指針とするために必要な調査審議を行うため、耐震指針検討分科会を設置し、調査審議を開始した。また、原子力安全委員会にて了承された、重水炉、高速炉等におけるクリアランスレベルについて及び原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方についての報告書へ寄せられた一般からの意見を基に、本報告書への反映の検討を行った。

平成13年11月には第4回会合を開催し、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針(案)について調査審議を行い、指針策定に向け引き続き検討を行うこととなった。

### 6. 原子力安全研究専門部会

本専門部会は、再編成前の原子力施設等安全研究専門部会、環境放射能安全研究専門部会及び放射性廃棄物安全規制専門部会(安全研究年次計画に係る調査審議事項に限る。)が担ってきた任務を引き継ぐとともに、安全研究の計画的・総合的な遂行のために必要な調査審議を行うため、平成12年9月28日に設置された。

第1回の会合を平成13年1月17日に開催し、部会の進め方等について審議した後、安全研究年次計画の策定・見直し及び研究成果の評価に関し、より専門的かつ効率的な調査審議を行うため、原子力施設等安全研究分科会、環境放射能安全研究分科会及び放射性廃棄物安全研究分科会を設置した。第2回会合において、過去5年間の研究成果の評価及び今後5年間に各研究機関で実施される研究計画を取りまとめ、必要な助言について調査・審議を行った。

### 7. 安全目標専門部会

本専門部会は、「安全目標」に関して必要な事項について調査審議を行うため、平成12年9月28日に新たに設置された。

平成13年は、計8回にわたり会合を開催し、専門委員が共通の認識を有した上で検討を行うことを目的として、各委員が専門の立場から意見開陳を行い、安全目標に係る意見や必要な情報の提供がなされ、平成14年3月には中間報告書がまとめられる(予定)。今後とも引き続き他の社会活動等を含めた総合的な視野から安全目標の策定に向けて調査検討を進める。

### 8. 放射線障害防止基本専門部会

本専門部会は、放射性同位元素等安全規制専門部会、環境放射線モニタリング中央評価専門部会が担ってきた業務を引き継ぐとともに、新たに放射線障害防止の基本について時代の要請にあわせた検討を行うことを目的として平成12年9月28日に設置された。

平成12年12月26日に第1回会合を開催し、今後の部会の進め方、部会の運営方針を定めるとともに、原子力施設周辺の地域で実施される環境放射線モニタリング及び総合的放射能水準調査に関する調査するための環境放射線モニタリング中央評価分科会を設置した。

さらに、平成13年8月31日の第4回会合において、専門部会の他に、放射線障害防止の基本及び放射線や放射性同位元素の使用に係る安全確保の観点から、低線量放射線影響や放射線防護などに関する具体的な課題を調査審議するため、放射線防護基礎調査分科会及び低線量放射線影響分科会を設置した。[表3-3に続く]

## 表3-3 原子力安全委員会の審査会・専門部会等の活動(3/3)

[表3-2/8. 放射線障害防止基本専門部会からの続き]

本年度は専門部会及び各分科会で以下の調査、審議を実施した。

専門部会では、国民の動向や国民と専門家等の視点の違いを考慮し、放射線の健康影響と放射線障害防止の基本的考え方を国民にわかりやすく示すための具体的提案を取りまとめているとともに、医療、産業等、多方面にわたって利用される放射線、放射性物質により発生する国内外の放射線被ばく事故等の現状調査、事故の発生を防ぐための重要課題について検討した。

放射線防護基礎調査分科会では、これまで原子力安全委員会が安全審査に際し使用してきた指針類の放射線防護に関する記載の横断的見直しを行うため、各指針類の具体的記載について体系的に整理した。さらに、国際原子力機関（IAEA）や国際放射線防護委員会（ICRP）等の放射線防護に関する国際機関及び国際学術団体の役割、活動及び我が国の対応状況について整理した。

低線量放射線影響分科会では、低線量放射線影響の科学的知見を安全基準に反映するための検討に資するため、疫学調査、生物実験、機構メカニズム等の低線量放射線影響研究の成果や進展状況を整理するとともに、安全基準に係る課題を抽出し、その結果の取りまとめを行っている。

### 9. 原子力施設等防災専門部会

昭和54年3月に発生した米国スリーマイルアイランド（TMI）原子力発電所の事故を契機に、原子力災害特有の事象に着目し原子力発電等の周辺における防災活動をより円滑に実施できるよう技術的、専門的事項について検討するため、原子力安全委員会は原子力発電所等周辺防災対策専門部会を昭和54年4月に設置した。同専門部会は、昭和55年6月に上記の検討結果を取りまとめ、原子力安全委員会に報告し、「原子力発電所等周辺の防災対策について」（防災指針）を決定し、必要に応じ、数次にわたって改訂を重ねてきた。

また、同専門部会が担ってきた業務を引き継ぐとともに、原子力施設等における災害対策に関する課題について、よりの確かかつ総合的に対応するため、平成12年9月28日に同専門部会を原子力施設等防災専門部会に再編した。

平成13年は、1月25日に、国際放射線防護委員会（ICRP）勧告の防災指針への取り入れについて調査審議を行うとともに、4月11日には、「緊急被ばく医療のあり方について」及び防災指針の関連箇所の改訂について取りまとめた。また、被ばく医療体制の実効性向上のため、安定ヨウ素剤服用のための線量の基準、服用対象者、服用回数などの具体的基準の検討を行っている。

### 10. 原子力事故・故障調査専門部会

本専門部会は、従来の原子力施設事故・故障分析評価検討会が担ってきた業務を引き継ぐ形で平成12年9月28日に設置された。国内外の原子力事故・故障の分析・評価に関すること及び原子力安全委員会から指示のあった特定の事故・故障の原因究明及び対策の評価に関する調査審議事項としている。特に、平成13年は、中部電力（株）浜岡原子力発電所1号機の事故の原因究明及び対策の評価に関する事項について調査審議を行うよう、原子力安全委員会から本専門部会に指示が出され、ワーキンググループを設置するなどして徹底した調査審議を行っている。

### 11. 特定放射性廃棄物処分安全調査会

特定放射性廃棄物処分安全調査会は、原子力安全委員会が平成12年11月に取りまとめた「高レベル放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について（第一次報告）」のフォローアップを通じて、高レベル放射性廃棄物の安全確保を図ることを目的として平成13年9月17日に設置された。

同調査会は、国内外における最新の研究開発の状況や処分事業の進捗状況を踏まえ、高レベル放射性廃棄物の最終処分における安全確保のための技術的事項等について調査審議を行っている。平成13年11月に第1回会合を開催し、当面の取組み事項として高レベル放射性廃棄物処分の安全確保の観点から、概要調査地区選定段階における環境要件の考え方について検討を行っている。また、平成14年2月には、広く国民の意見を聴取するためにワークショップを開催した。

[出典]原子力安全委員会(編集):原子力安全白書(平成13年版)、財務省印刷局  
(2002年5月13日) p.79-83

# 原子力安全委員会

(S53.10.4)

松浦祥次郎 飛岡利明 東 邦夫	委員長 委員 委員	松原純子 鈴木篤之	委員長代理 委員
-----------------------	-----------------	--------------	-------------

60名 **原子炉安全専門審査会** (S53.10.4)  
審査会長：中桐 滋 (横浜国立大学教授)

40名 **核燃料安全専門審査会** (S53.10.4)  
審査会長：前田 充  
( (財) 原子力研究バックエンド推進センター特別参与 )

40名 **緊急事態応急対策調査委員** (S54.6.16)

約200名 専門部会等 (必要に応じ、委員会決定により設置)

- ・ **原子力安全総合専門部会** (H12.9.28)  
部会長：矢川 元基 (東京大学教授)
- ・ **安全目標専門部会** (H12.9.28)  
部会長：近藤 駿介 (東京大学教授)
- ・ **放射線障害防止基本専門部会** (H12.9.28)  
部会長：柴田 徳思 (高エネルギー加速器研究機構放射線科学センター長)
- ・ **原子力安全基準専門部会** (H12.9.28)  
部会長：成合 英樹 (筑波大学名誉教授)
- ・ **原子力安全研究専門部会** (H12.9.28)  
部会長：木村 逸郎 (京都大学名誉教授)
- ・ **原子力事故・故障調査専門部会** (H12.9.28)  
部会長：中桐 滋 (横浜国立大学教授)
- ・ **原子力施設等防災専門部会** (H13.6.7)  
部会長：片山 恒雄 (防災科学技術研究所理事長)
- ・ **特定放射性廃棄物処分安全調査会** (H13.9.17)  
調査会長：秋山 守 (東京大学名誉教授)
- ・ **原子力艦災害対策緊急技術助言組織** (H14.6.24)
- ・ **放射線国際対応専門調査会** (H14.8.5)  
調査会長：佐々木 康人 (放射線医学総合研究所理事長)
- ・ **原子力発電施設安全性評価プロジェクトチーム** (H14.11.18)  
座長：中桐 滋 (横浜国立大学教授)
- ・ **再処理施設安全調査プロジェクトチーム** (H15.4.24)  
座長：

事務局  
事務局長  
広瀬研吉

職員  
64名  
技術参与  
41名  
合計  
105名

総務課 [11名]：業務の総合調整、国際関係、広報等

審査指針課 [16名]：原子力施設の安全審査、審査指針・基準の策定等

管理環境課 [10名]：事故故障、防災、緊急時対応、環境モニタリング等

規制調査課 [23名]：行政庁が実施する安全規制の監視・監査 (規制調査)

安全調査管理官 (2名)

規制調査対策官

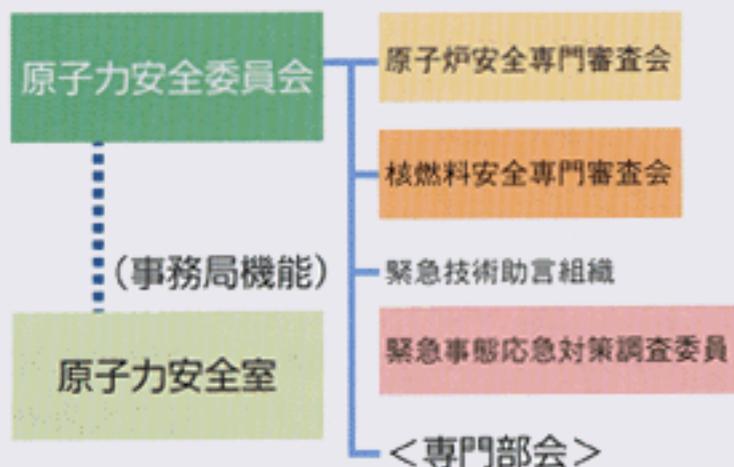
は法律設置の組織等

( ) は設置年月日

図1 原子力安全委員会の組織(2003年)

[出所] 原子力安全委員会: 原子力安全委員会の組織(原子力安全委員会について)  
[http://nsc.jst.go.jp/annai/annaimoto\\_f.htm](http://nsc.jst.go.jp/annai/annaimoto_f.htm)

## 専門部会再編前



## 専門部会再編後

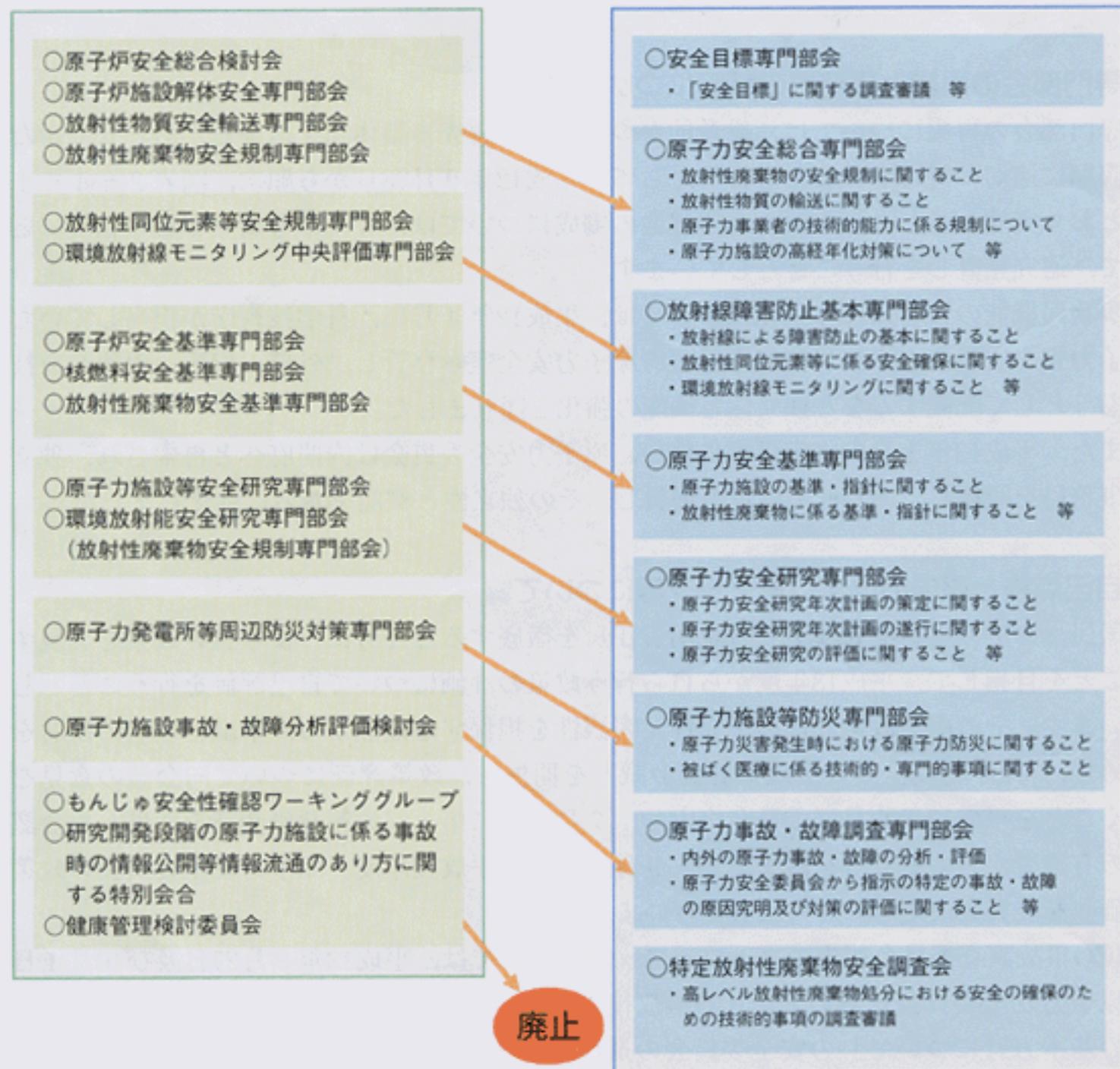
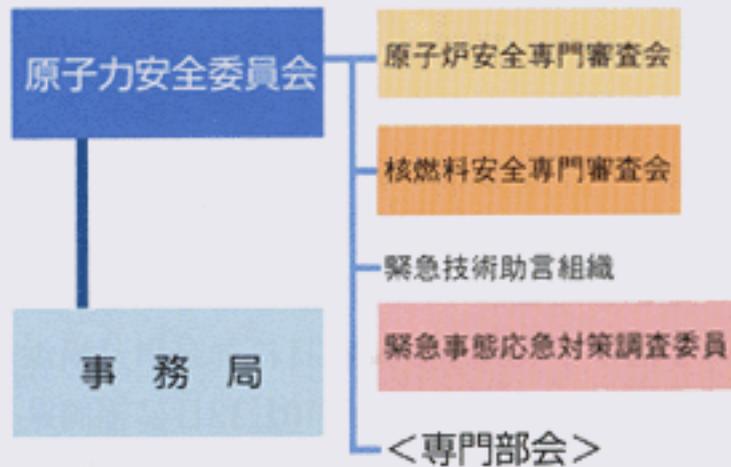


図2 原子力安全委員会専門部会の再編の概要

## 規制調査

### 規制行政庁からの定期的（概ね四半期毎）な報告

進捗状況、実施状況等を把握及び確認

#### 建設段階における調査

- ①加工の事業／原子炉施設（実用発電用原子炉施設は除く）／使用済燃料の貯蔵の事業／再処理の事業／廃棄物管理の事業
  - ・設計及び工事の方法の認可又は変更認可
  - ・使用前検査の合格
  - ・保安規定の認可又は変更認可
- ②実用発電用原子炉施設
  - ・工事計画の認可又は変更認可
  - ・燃料体設計の認可
  - ・使用前検査又は燃料体検査の合格
  - ・保安規定の認可又は変更認可
- ③廃棄物埋設の事業
  - ・廃棄物埋設施設に関する確認
  - ・保安規定の認可又は変更認可
- ④核燃料物質の使用
  - ・核燃料物質の使用の許可又は変更許可
  - ・施設検査の合格
  - ・保安規定の認可又は変更認可

#### 運転段階における調査

- ・原子力施設に関する事故・故障の報告<sup>※</sup>
- ・放射線管理状況の報告
- ・施設定期検査結果
- ・保安規定の遵守状況の検査結果
- ・立入検査結果<sup>※</sup> など

### 詳細な調査

必要に応じて現地調査を含めて詳細に規制の実施状況等を把握及び確認

#### 建設段階における調査

安全審査の際の基本設計ないし基本的設計方針に係る考え方が的確に実現されていること。

#### 運転段階における調査

技術的能力の維持を含め、安全確保対策が適切になされていること。

報告内容を検討し、詳細な調査を行う案件を選定。

※事故・故障の報告、立入検査の結果の報告については、随時の報告等を含む。

出典：「原子力安全委員会の当面の規制調査の実施方針」（平成12年6月19日原子力安全委員会）より、要旨を抜粋。

## 図3 規制調査の実施方針の要旨

[出典] 原子力安全委員会(編集): 原子力安全白書(平成13年版)、財務省印刷局(2002年5月13日) p.77